

札幌市自立支援協議会西区地域部会規約

(目的)

第1条 札幌市自立支援協議会西区地域部会（以下「西区部会」という。）は、札幌市自立支援協議会（以下「全体会」という。）の下部組織として、障がい当事者、障がい福祉事務所、行政機関、その他西区内の様々な事業者との連携のもとに、障がい児者を含む全ての西区民が、障がいにかかわらず、互いに理解し合いながら共生できる「地域づくり」を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において「障がい児者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい等、年齢や手帳の有無にかかわらず、あらゆる障がい児及び障がい者を指す。

(活動内容)

第3条 西区部会は、次の活動を行うものとする。

- (1) 障がい児者の持っている力を十分に発揮できる環境づくりを目指した活動
- (2) 障がい児者や家族の生活実態を理解し、必要な社会資源を開発・改善する活動
- (3) 障がい福祉施策・事業者・機関の周知に関する活動
- (4) 障がい福祉に係る普及啓発、地域の理解促進に関する活動
- (5) 障がい福祉関係事業者や関係機関の連携体制構築に関する活動
- (6) 障がい福祉関係事業者の資質向上を目指した活動
- (7) 西区の課題を解決するための、札幌市への施策提言
- (8) その他、目的達成に必要な活動

2 西区部会は、障がい福祉以外の機関、事業所、地域住民も含めた柔軟なネットワーク構築に努める。

(構成員)

第4条 西区部会の構成員（以下「構成員」という。）は、30名以内とし、次に掲げるもののうち、西区部会の目的に賛同する者で構成される。

- (1) 西区内に拠点のある障がい福祉サービス事業者（旧法施設、地域活動支援センター、共同作業所を含む）
- (2) 西区内に拠点があり、障がい福祉に関連する福祉施設又は事業者
- (3) 西区内に居住する障がい当事者又は区内で活動する障がい団体
- (4) 西区を担当地域とする相談支援事業者
- (5) 西区社会福祉協議会
- (6) 西区保健福祉部保健福祉課
- (7) その他、障がい福祉の向上に関心のある者で構成員が適当と認める者

2 就任及び退任については、構成員の総意により決定する。

3 障がい児者や家族を含む関係者を臨時で参加させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 西区部会に会長（1名）及び副会長（3名まで）を置き、構成員（第4条第3項の規定により臨時で参加した構成員を除く。）の互選により定める。

2 会長は、西区部会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、1年とし、再任を妨げない。但し、会長の通算任期は原則6年までとする。

(事務局会議等)

第6条 西区部会の円滑な運営を図るため、西区部会に事務局会議を置く。

2 前項の規定により設置する事務局会議は、会長が指名する構成員10名以内で組織する。

3 第1項に定めるもののほか、特定の事項を調査検討するため必要があると認めたときは、西区部会に検討会議を置くことができる。

4 前項の規定により設置する検討会議は、会長が指名する者で組織し、構成員に限らず、検討会議が扱う事案に応じて適した人物を広く選任することができる。この場合において、会長は、1名以上の構成員を含め選任しなければならない。

第6条の2 事業所の連携体制構築及び資質向上を図るために必要があると認めた時は、西区部会に専門部会を置くことができる。

2 前項の規定により設置する専門部会は相談支援、子ども等、分野別に会長が指名する者で組織し、構成員に限らず西区部会の目的に賛同する者から選任する。この場合において、会長は、1名以上の構成員を含め選任しなければならない。

(庶務)

第7条 西区部会の庶務は、西区保健福祉課が行うこととする。

(全体会への報告)

第8条 西区部会の活動内容については、定期的に全体会へ報告するものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、西区部会における協議により定めることとする。

附則

この規約は、平成23年2月28日から施行する。

附則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。